



県章

# 滋賀県公報

令和7年(2025年)  
3月26日  
号外(2)  
水曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 条 例

- ※滋賀県産業用地開発事業特別会計条例(産業立地課) ..... 14
- ※滋賀県子ども基本条例(子ども若者政策・私学振興課) ..... 14
- ※滋賀県児童福祉法に基づく一時保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例(子ども家庭支援課) ..... 22
- ※刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(総務課) ..... 30
- ※滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例および滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(人事課) ..... 34
- ※滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例(人事課) ..... 35
- ※滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(行政経営推進課) ... 35
- ※滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例(人事課) ..... 36
- ※滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(人事課) ..... 39
- ※滋賀県旅費支給条例等の一部を改正する条例(人事課) ..... 98
- ※滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例(子ども家庭支援課) ..... 102
- ※滋賀県税条例の一部を改正する等の条例(税政課) ..... 103
- ※滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例(県民活動生活課) ..... 104
- ※滋賀県収入証紙条例を廃止する条例(管理課) ..... 104
- ※滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(子ども家庭支援課) ..... 105
- ※滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(子育て支援課) .... 107
- ※滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(障害福祉課) ..... 107
- ※滋賀県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例(生活衛生課) ..... 107
- ※滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部を改正する等の条例(イノベーション推進課) ..... 108
- ※滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(森林政策課) ..... 108
- ※滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例(環境政策課) ..... 109
- ※滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例(経営課) ..... 110
- ※滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例(病院事業庁) ..... 110
- ※滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(教職員課) ..... 111
- ※滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例(幼小中教育課) ..... 112
- ※滋賀県いじめ再調査委員会条例の一部を改正する条例(総務課) ..... 112
- ※滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(教職員課) ..... 112
- ※滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(教職員課) ..... 133
- ※滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(文化芸術振興課) .. 133
- ※滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例(警務課) ..... 134

## 公布された条例のあらまし

## ○ 滋賀県産業用地開発事業特別会計条例(条例第2号)

- 1 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、産業用地開発事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、滋賀県産業用地開発事業特別会計を設置することとしました。(第1条関係)
- 2 この会計においては、一般会計からの繰入金、地方債収入、土地売却収入その他の収入をもって歳入とし、産業用地開発事業費、地方債の元利償還金、一般会計への繰出金その他の支出をもって歳出とすることとしました。(第2条関係)
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

## ○ 滋賀県子ども基本条例(条例第3号)

## 1 目的(第1条関係)

この条例は、子どもの権利が守られる社会づくりに関し、基本理念を定め、および県等の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項等を定め、子ども施策を総合的かつ計画的に推進すること等により、もって子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現に寄与することを目的とすることとしました。

## 2 定義(第2条関係)

この条例の主な用語の定義に関する規定を設けることとしました。

## 3 基本理念(第3条関係)

- (1) 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、個人として尊重され、その基本的人権が保障される存在であるとともに、差別的取扱いを受けない権利を有する存在であるとの認識の下に、推進されなければならないこととしました。
- (2) 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長および発達ならびにその自立が図られることその他の福祉に係る権利ならびに教育を受ける権利を有するものであるとの認識の下に、推進されなければならないこととしました。
- (3) 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する権利および多様な社会的活動に参画する権利を有するものであるとの認識の下に、推進されなければならないこととしました。
- (4) 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、その年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを旨として、推進されなければならないこととしました。
- (5) 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもが、信頼できる人や居場所を見つけ、自由に気持ちを伝え、他者の権利を尊重しながら、主体的に社会の形成に参画することができるよう、推進されなければならないこととしました。
- (6) 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもへの支援が、子どもの年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて切れ目なく行われるよう、推進されなければならないこととしました。
- (7) 子どもの権利が守られる社会づくりは、国、県、市町、保護者(父母その他の保護者をいう。以下同じ。)、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民の相互の連携および協力の下に、推進されなければならないこととしました。

## 4 県の責務(第4条関係)

- (1) 県は、3の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの権利を守ることを旨として子ども施策を総合的に策定し、および実施するものとしました。
- (2) 県は、子ども施策の策定および実施に当たっては、国、市町、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携し、および協力するものとしました。

## 5 保護者の責務(第5条関係)

保護者は、基本理念にのっとり、子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができるよう、子どもを育まなければならないこととしました。

## 6 学校等の責務(第6条関係)

- (1) 学校等は、教育を受ける権利および福祉に係る権利を実現するための重要な場であることを踏まえ、基本理念にのっとり、子どもの年齢および発達の段階に応じ、一人ひとりが抱える困難や課題に向き合い、個性の発見、可能性の伸長および能力の発達に資するよう、子どもへの支援を行わなければならないこととしました。

(2) 学校等は、基本理念にのっとり、学校等において自己に直接関係する全ての事項に関して子どもが意見を表明することができる環境の整備に取り組みなければならないこととしました。

(3) 学校等は、基本理念にのっとり、学校等および地域における子どもの社会的活動への参画を促進しなければならないこととしました。

(4) 学校等は、基本理念にのっとり、子どもが安心して楽しく過ごすことができる魅力ある環境となるために必要な取組を行わなければならないこととしました。

#### 7 事業者の責務(第7条関係)

事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する子どもの健康および福祉の確保への配慮、保護者をはじめとするその雇用する労働者の職業生活および家庭生活の充実を図るための雇用環境の整備その他の子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組を行うよう努めなければならないこととしました。

#### 8 県民の責務(第8条関係)

県民は、基本理念にのっとり、子どもの権利に対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、それぞれの立場において、子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組を行うよう努めなければならないこととしました。

#### 9 子どもの意見の尊重(第9条関係)

(1) 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもに影響を及ぼす事項に関して子どもの意見を聴き、その意見を尊重することが、社会全体で推進されるよう努めなければならないこととしました。

(2) 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもに影響を及ぼす事項に関して子どもの意見を聴く場合には、次に掲げる事項に留意しなければならないこととしました。

ア 子どもが意見を表明するために提供される情報は、子どもにとって十分で、かつ分かりやすいものであること。

イ 子どもが意見の表明を強要されないこと。

ウ 表明された子どもの意見が尊重されること。

エ 意見を聴く内容が子どもの生活に関連する内容であることが子どもに理解されること。

オ 子どもが意見を表明しやすい環境が整備されること。

カ 全ての子どもに対して均等な機会が提供されること。

キ 子どもの意見の表明を効果的に促進するために必要な措置が講じられること。

ク 子どもが安全に意見を表明することができるよう、匿名性の確保その他の必要な措置が講じられること。

ケ 子どもの意見に対して適切に応答がされること。

(3) 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもの意思をくみ取り、その子どもの意見を必要に応じて代弁するよう努めなければならないこととしました。

(4) 県は、子どもの意思をくみ取り、その子どもの意見を必要に応じて代弁することができる者の育成を推進するものとした。

(5) 県は、子ども施策の策定、実施および評価に当たっては、当該子ども施策の対象となる子どもの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとした。

#### 10 子どもの社会的活動への参画の促進(第10条関係)

県は、子どもの社会的活動への参画が学校等、地域等において促進されるよう、必要な措置を講ずるものとした。

#### 11 子どもの権利の侵害に関する相談(第11条関係)

(1) 何人も知事に対し、子どもの権利の侵害に関する相談(②および12において「相談」という。)の申出をすることができることとしました。

(2) 知事は、相談の申出があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとした。

ア 相談に応じ、必要な助言および情報の提供を行うこと。

イ 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

#### 12 調査および調整の申立て(第12条関係)

相談の申出をした者は、相談をしてもなお相談に係る事案(以下「相談事案」という。)の解決が見込めないときは、知事に対し、当該相談事案の解決のための調査または調整(以下「調査等」という。)を申し立てることができることとしました。

#### 13 調査等(第13条関係)

(1) 知事は、12による調査等の申立てがあったときは、滋賀県子どもの権利委員会に調査等を求めるものとした。

(2) 滋賀県子どもの権利委員会は、前項の規定による調査等の求めがあったときは、当該調査等の求めに係る相談事案(以下「対象事案」という。)が次のいずれかに該当する場合を除き、調査等を行うものとしました。

ア 調査等の必要がないと認めるとき。

イ その性質上調査等を行うことが適当でないとき。

(3) 滋賀県子どもの権利委員会は、子どもの権利の侵害の疑いがあると自ら認める事案(対象事案を除く。)がある場合は、知事の同意を得て、当該事案について調査等を行うことができることとしました。

(4) 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等を行う場合には、あらかじめ対象事案または(3)の事案(以下「対象事案等」という。)に係る権利の侵害を受けた疑いがある子どもおよびその保護者の同意を得なければならないこととしました。ただし、当該子どもの置かれている状況その他の事情により当該子どもまたはその保護者の同意を得る必要がないと認める場合は、この限りでないこととしました。

(5) 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等のために必要があると認めるときは、対象事案等の当事者(12により調査等を申し立てた者を含む。以下同じ。)その他の関係者に説明を求め、もしくはその意見を聴き、または必要な資料の提出を求めることができることとしました。

#### 14 報告等(第14条関係)

(1) 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等を行ったときはその結果を、調査等を行わないこととしたときはその旨を、知事に報告するものとしました。

(2) 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等の結果に基づき必要があると認めるときは、知事に対し、次に掲げる措置を講ずるよう求めることができることとしました。

ア 対象事案等に関し必要な措置を講ずること。

イ 対象事案等の当事者その他の関係者に対し当該対象事案等に関し必要な意見を述べること。

#### 15 滋賀県子どもの権利委員会(第15条関係)

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県子どもの権利委員会(以下「委員会」という。)を設置することとしました。

(2) 委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、子どもの権利の侵害に関する事項について調査審議することとしました。

(3) 委員会は、(2)の調査審議を行うほか、子どもの権利の侵害に関する事項に関し、知事に意見を述べるができることとしました。

(4) 委員会は、知事の求めに応じて、17(1)の施策の実施について必要な協力を行うものとしました。

#### 16 委員会の組織等(第16条関係)

(1) 委員会は、委員5人以内で組織することとしました。

(2) 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命することとしました。

(3) 委員の任期は、3年とすることとしました。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとしました。

(4) 委員は、再任されることを妨げないこととしました。

(5) 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとしました。

(6) 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命することとしました。

(7) 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとしました。

(8) 委員および専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととしました。その職を退いた後も、同様とすることとしました。

(9) (1)から(8)までのほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定めることとしました。

#### 17 県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成(第17条関係)

(1) 県は、子どもの権利および子ども施策に対する子どもをはじめとする県民の関心と理解を深めるとともに、子どもの権利を守る社会的気運が醸成されるよう、この条例および児童の権利に関する条約ならびに子ども施策の趣旨および内容に関する広報活動および啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとしました。

(2) 県は、(1)の施策を講ずるに当たっては、子どもにとって分かりやすい情報を提供するものとしました。

#### 18 子どもの権利が守られる社会づくりの推進に関する相談(第18条関係)

知事は、子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項(子どもの権利の侵害に関する事項を除く。21(2)および(3)において同じ。)について、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民から相談の申出があった場合は、次に掲げる措置その他当該申出の適切な処理を行うものとしました。

(1) 相談に応じ、必要な調査、助言および情報の提供を行うこと。

(2) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

#### 19 基本計画の策定(第19条関係)

(1) 知事は、子ども施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとししました。

(2) 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとししました。

ア 子ども施策の基本的な考え方

イ 子どもおよび保護者等に対する具体的な施策

ウ 子どもの権利および子ども施策に対する関心と理解の増進に関する事項

エ 子ども施策の目標

オ アからエまでのほか、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(3) 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、子どもをはじめとする県民その他の関係者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならないこととししました。

(4) 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県子ども若者審議会の意見を聴かなければならないこととししました。

(5) 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととししました。

(6) (3)から(5)までは、基本計画の変更(軽微な変更を除く。)について準用することとししました。

#### 20 施策の実施状況の公表(第20条関係)

知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施の状況を滋賀県子ども若者審議会に報告するとともに、公表しなければならないこととししました。

#### 21 滋賀県子ども若者審議会(第21条関係)

(1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県子ども若者審議会(以下「審議会」という。)を設置することとししました。

(2) 審議会は、19(4)の事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第4項各号に掲げる事項および子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項について調査審議することとししました。

(3) 審議会は、(2)の調査審議を行うほか、子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べるができることとししました。

#### 22 審議会の組織等(第22条関係)

(1) 審議会は、委員20人以内で組織することとししました。

(2) 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命することとししました。

(3) 委員の任期は、3年とすることとししました。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとししました。

(4) 委員は、再任されることを妨げないこととししました。

(5) 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとししました。

(6) 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識および経験を有する者のうちから知事が任命することとししました。

(7) 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとししました。

(8) 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととししました。その職を退いた後も、同様とすることとししました。

(9) 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとししました。

(10) (1)から(9)までのほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定めることとししました。

#### 23 推進体制の整備(第23条関係)

県は、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとししました。

#### 24 財政上の措置(第24条関係)

県は、子ども施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとししました。

#### 25 規則への委任(第25条関係)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとししました。

#### 26 罰則(第26条関係)

16(8)に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処することとししました。

## 27 その他

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、11から16までおよび26ならびに(3)の一部は、同年10月1日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとしました。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
- (4) 関係条例を廃止することとしました。
- (5) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。

## ○ 滋賀県児童福祉法に基づく一時保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例(条例第4号)

- 1 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき、一時保護施設の設備および運営に関する基準(以下「基準」という。)について定めることとしました。(第1条関係)
- 2 基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障することを目的とすることとしました。(第2条関係)
- 3 設備および運営の向上(第3条関係)
  - (1) 一時保護施設の設置者(以下「設置者」という。)は、基準が最低のものであることを踏まえ、基準を超えて、常に、その設備および運営を向上させなければならないこととしました。
  - (2) 設置者は、基準を超えて、設備を有し、または運営をしている一時保護施設において、基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならないこととしました。
- 4 一時保護施設の基準について定めることとしました。(第4条および別表関係)

## 5 その他

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

## ○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第5号)

- 1 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行に伴い、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和5年滋賀県条例第1号)ほか31条例について必要な規定の整理を行うとともに、必要な経過措置を定めることとしました。(第1条から第15条まで関係)
- 2 この条例は、令和7年6月1日から施行することとしました。ただし、1の一部は、公布の日から施行することとしました。

## ○ 滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例および滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第6号)

- 1 滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正  
議長等の議員報酬額を次のとおり改定することとしました。(第1条の規定による改正後の別表1関係)

区分	議員報酬額
	円
議長	月額 1,030,000
副議長	同 900,000
議員	同 840,000

## 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

- (1) 知事等の退職手当の割合を次のとおり改定することとしました。(第2条の規定による改正後の第2条の2関係)
  - ア 知事 100分の56.8
  - イ 副知事 100分の39.4
  - ウ 病院事業の管理者 100分の24.1
  - エ 教育長 100分の24.1
  - オ 常勤の監査委員 100分の20.2
- (2) 知事等の給料月額を次のとおり改定することとしました。(第2条の規定による改正後の別表1関係)

区分	給料月額
	円
知事	1,320,000
副知事	1,030,000

地方公営企業の管理者	880,000円を超えない範囲内において知事が定める額
病院事業の管理者	880,000円(医師にあつては、1,150,000円)を超えない範囲内において知事が定める額
教育長	880,000円を超えない範囲内において知事が定める額
常勤を要する監査委員	650,000
常勤を要する人事委員会の委員	650,000

(3) 教育委員会の委員等の報酬の額を次のとおり改定することとしました。(第2条の規定による改正後の別表2関係)

区分		報酬額
		円
教育委員会	委員	月額 187,000
選挙管理委員会	委員長	同 210,000
	委員	同 187,000
	臨時補充委員	勤務1日につき 14,000
監査委員	議会選出の委員	月額 116,000
	識見を有する委員 (常勤を要する者を除く。)	同 246,000
人事委員会	委員長 (常勤を要する者を除く。)	同 210,000
	委員 (常勤を要する者を除く。)	同 187,000
公安委員会	委員長	同 210,000
	委員	同 187,000
労働委員会	会長	勤務1日につき 29,300
	委員	同 26,000
収用委員会	会長	同 29,300
	委員および予備委員	同 26,000
海区漁業調整委員会	会長	同 18,500
	委員および専門委員	同 15,500
内水面漁場管理委員会	会長	同 18,500
	委員および専門委員	同 15,500

3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例(条例第7号)

1 知事の事務部局の職員、教育委員会の事務部局の職員、収用委員会の事務部局の職員および教育機関の職員の定数を増減員することとしました。(第2条関係)

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第8号)

1 建築基準法(昭和25年法律第201号)および建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)ならびに滋賀県建築基準条例(昭和47年滋賀県条例第26号)ならびに同法および同条例の施行のための規則に基づく事務を移譲対象から除くこととしました。(別表関係)

2 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく違反転用者等が原状回復等の措置の命令に従わなかった旨等の公表に係る事務を市町に移譲することとしました。(別表関係)

3 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)および同法の施行のための規則に基づく事務の一部を移譲対象から除くこととしました。(別表関係)

4 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)第1条の規定による改正前の租税特別措置法に基づく事務の一部を移譲対象から除くこととしました。(別表関係)

5 都市計画法(昭和43年法律第100号)および都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)ならびに同法の施行のための規則に基づく事務の一部を移譲対象から除くこととしました。(別表関係)

6 鳥獣による生活環境、農林水産業および生態系に係る被害の防止の目的で行うアライグマおよびハクビシンの捕

獲および殺傷の許可等に係る事務を新たに近江八幡市および愛荘町に移譲することとしました。(別表関係)

7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)および同法の施行のための規則に基づく事務を移譲対象から除くこととしました。(別表関係)

8 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用集積等促進計画の認可ならびに当該認可をした旨の通知および公告に係る事務を新たに大津市、長浜市、高島市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町に移譲することとしました。(別表関係)

9 その他

(1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

○ 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例(条例第9号)

1 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号)、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号)および滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第24号)の一部改正(第1条、第4条および第5条関係)

(1) 子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者が時間外勤務をさせてはならない職員の範囲を、3歳に満たない子のある職員から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大することとしました。

(2) 子育て支援時間を取得することができる職員の範囲を、小学校に就学している子(第1学年から第3学年までの子に限る。)を養育する職員から小学校に就学している子を養育する職員に拡大することとしました。

(3) 任命権者は、職員から介護についての申出があった場合、当該職員に対し、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講ずる等しなければならないこととしました。

(4) 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施等の措置を講じなければならないこととしました。

2 滋賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年滋賀県条例第4号)の一部改正(第2条関係)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。

3 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年滋賀県条例第24号)および滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)の一部改正(第3条関係)

子育て支援時間を取得することができる職員の範囲を、小学校に就学している子(第1学年から第3学年までの子に限る。)を養育する職員から小学校に就学している子を養育する職員に拡大することとしました。

4 その他

(1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

(2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(条例第10号)

1 給料表の改定

全ての給料表について、号給構成を改めるとともに、給料月額を改定することとしました。(第1条の規定による改正後の別表第1から別表第5まで関係)

2 諸手当等の改正

(1) 職員の昇給について、医療職給料表(2)7級である職員および福祉職給料表6級である職員について、その者の勤務成績が標準である場合の昇給の号給数を3号給とすることとしました。また、行政職給料表8级以上である職員等について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととしました。(第1条の規定による改正後の第5条関係)

(2) 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を13,000円とするとともに、扶養手当の支給に関し必要な事項を人事委員会規則で定めることとしました。また、これに伴う所要の規定の整備を行うこととしました。(第1条の規定による改正後の第10条および第10条の2関係)

(3) 地域手当について、支給割合を見直すこととしました。(第1条の規定による改正後の第10条の3関係)

(4) 通勤手当について、通勤手当の支給月額の限度額を1箇月当たり150,000円とするとともに、新幹線鉄道等に係る特例について必要な規定の整備を行うこととしました。(第1条の規定による改正後の第11条関係)

(5) 単身赴任手当について、新たに滋賀県職員等の給与等に関する条例の適用を受ける職員となった者を支給対象とすることとしました。(第1条の規定による改正後の第11条の2関係)

(6) 管理職員特別勤務手当について、支給対象時間帯を拡大することとしました。(第1条の規定による改正後の

## 第19条の2関係)

- (7) 定年前再任用短時間勤務職員について、地域手当の特例を適用するとともに、住居手当、特地勤務手当および特地勤務手当に準ずる手当を支給することとしました。(第1条の規定による改正後の第23条の2関係)
- (8) 特定任期付職員業績手当を廃止することとしました。(第2条の規定による改正後の第7条および第9条関係)
- (9) 特定任期付職員について、令和7年6月期以降の期末手当の支給割合を100分の95とし、期末手当に加えて勤勉手当を支給することとしました。また、勤勉手当の支給割合を100分の87.5とすることとしました。(第2条の規定による改正後の第8条関係)

## 3 その他

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
- (3) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。
- (4) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

## ○ 滋賀県旅費支給条例等の一部を改正する条例(条例第11号)

## 1 滋賀県旅費支給条例(昭和46年滋賀県条例第11号)の一部改正

- (1) 旅行雑費について、外国旅行における旅行雑費を1夜当たりの定額により支給することとし、その額は国の宿泊手当に準ずることとしました。(第1条の規定による改正後の第6条および第33条関係)
- (2) 宿泊料について、内国旅行における宿泊料の定額を引き上げることとしました。また、外国旅行における宿泊料を1夜当たりの定額または実費額により支給することとし、その額は国の宿泊費に準ずることとしました。(第1条の規定による改正後の第6条、第33条および別表関係)
- (3) 食卓料を廃止することとしました。(第1条の規定による改正後の第6条、第20条および第33条関係)
- (4) 扶養親族移転料を家族移転料に改め、赴任に伴う扶養親族以外の家族の移転についても支給することとしました。(第1条の規定による改正後の第6条および第23条関係)
- (5) 日額旅費を廃止することとしました。(第1条の規定による改正後の第6条および第24条関係)
- (6) 外国旅行手当を廃止することとしました。(第1条の規定による改正後の第6条および第36条関係)
- (7) 鉄道賃について、急行料金および座席指定料金に係る距離の要件を廃止することとしました。(第1条の規定による改正後の第14条関係)
- (8) 航空賃について、所要の規定の整備を行うこととしました。(第1条の規定により改正後の第16条関係)
- (9) 移転料について、赴任に伴う扶養親族以外の家族の移転についても扶養親族の場合と同じ定額を支給することとしました。(第1条の規定による改正後の第21条関係)

## 2 滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年滋賀県条例第29号)の一部改正

- (1) 食卓料を廃止することとしました。(第2条の規定による改正後の第5条および別表2関係)
- (2) 宿泊料の定額を引き上げることとしました。(第2条の規定による改正後の別表2関係)
- (3) 鉄道賃について、急行料金および座席指定料金に係る距離の要件を廃止することとしました。(第2条の規定による改正後の別表2関係)

3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年滋賀県条例第10号)の一部改正  
一般の派遣職員に対する旅費は、滋賀県旅費支給条例に定める赴任の例に準じて支給することができることとしました。(第3条の規定による改正後の第7条関係)

## 4 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部改正

- (1) 食卓料を廃止することとしました。(第4条の規定による改正後の第10条、第12条、別表3および別表4関係)
- (2) 宿泊料の定額を引き上げることとしました。(第4条の規定による改正後の別表3および別表4関係)
- (3) 鉄道賃について、急行料金および座席指定料金に係る距離の要件を廃止することとしました。(第4条の規定による改正後の別表3関係)

## 5 滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第12号)の一部改正

- (1) 食卓料を廃止することとしました。(第5条の規定による改正後の第3条および別表関係)
- (2) 宿泊料の定額を引き上げることとしました。(第5条の規定による改正後の別表関係)
- (3) 鉄道賃について、急行料金および座席指定料金に係る距離の要件を廃止することとしました。(第5条の規定による改正後の別表関係)

## 6 その他

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

(3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ 滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第12号)

- 1 基金の設置目的のうち、令和6年度末で終了する事業に係るものを削除することとしました。(第1条関係)
- 2 条例の有効期限を令和12年6月30日まで延長することとしました。(付則関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、(1)は、令和7年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県税条例の一部を改正する等の条例(条例第13号)

1 滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部改正

(1) 自動車税

ア 証紙徴収の方法によって徴収する環境性能割および種別割について、県が発行する証紙の貼付によって納付する方法を廃止することとしました。(第1条による改正後の第70条および第73条の10関係)

イ 身体障害者等に関する種別割の減免について、証紙徴収の方法によって徴収するものにあつては、申告書に収納計器で当該種別割額に相当する金額を表示した印影の押印を受け、または当該種別割額に相当する現金を納付することによって種別割を払い込む際に、申請書を提出しなければならないこととしました。(第1条による改正後の第73条の14関係)

(2) 狩猟税

証紙徴収の方法によって徴収する狩猟税について、県が発行する証紙の貼付によって納付する方法を廃止することとしました。(第1条による改正後の第142条の3関係)

2 滋賀県収入証紙特別会計条例(昭和39年滋賀県条例第23号)の廃止

滋賀県収入証紙特別会計条例を廃止することとしました。(第2条関係)

3 その他

(1) この条例は、令和7年10月1日から施行することとしました。ただし、2および(2)の一部は、令和8年4月1日から施行することとしました。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

○ 滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例(条例第14号)

1 滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として令和7年3月31日まで指定を受けている特定非営利活動法人NPOぽぽハウスを、令和12年3月31日まで再度指定することとしました。(本則関係)

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

○ 滋賀県収入証紙条例を廃止する条例(条例第15号)

1 滋賀県収入証紙条例(昭和39年滋賀県条例第15号)を廃止することとしました。

2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

○ 滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(条例第16号)

1 滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第63号)ほか15条例について、栄養士の配置を求める規定等を栄養士または管理栄養士の配置を求める規定等に改めることとしました。(第1条から第4条まで関係)

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第17号)

1 幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長等の資格の要件に係る特例の期間を10年間から12年間に延長することとしました。(付則第4項関係)

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

○ 滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第18号)

1 滋賀県立むれやま荘が行う業務のうち、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所の業務を廃止することとしました。(第2条関係)

2 その他

(1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

- (2) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- **滋賀県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例**(条例第19号)
  - 1 公衆浴場における浴槽水の水質基準の項目について、大腸菌群を大腸菌に改めることとしました。(第3条関係)
  - 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部を改正する等の条例**(条例第20号)
  - 1 滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例(平成14年滋賀県条例第58号)の一部改正
    - 区画14から区画20までを廃止することとしました。(第1条による改正後の別表関係)
  - 2 滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の廃止
    - 滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例を廃止することとしました。(第2条関係)
  - 3 この条例中1は令和7年4月1日から、2は令和10年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**(条例第21号)
  - 1 しがモックの開園時間を定めることとしました。(第3条関係)
  - 2 しがモックの使用料の額および利用料金の上限額の設定その他必要な規定の整備を行うこととしました。(別表関係)
  - 3 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。
- **滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例**(条例第22号)
  - 1 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第53条関係)
  - 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例**(条例第23号)
  - 1 定年前再任用短時間勤務職員について、住居手当、特地勤務手当および特地勤務手当に準ずる手当を支給することとしました。(第2条関係)
  - 2 その他
    - (1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
    - (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
    - (3) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。
- **滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例**(条例第24号)
  - 1 諸手当の改正
    - (1) 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止しました。(第7条関係)
    - (2) 単身赴任手当について、新たに滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)の適用を受ける職員となった者を支給対象とすることとしました。(第11条関係)
    - (3) 定年前再任用短時間勤務職員について、住居手当を支給することとしました。(第24条関係)
  - 2 その他
    - (1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
    - (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
    - (3) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。
    - (4) その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- **滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例**(条例第25号)
  - 1 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり改定することとしました。(第2条関係)

区 分		令和6年度	令和7年度	増減
小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)	校長および教員	4,934人	5,031人	97人
	養護教員	235人	236人	1人
	栄養教諭および学校栄養職員	53人	53人	0人
	事務職員	269人	271人	2人
	計	5,491人	5,591人	100人
中学校(義務教	校長および教員	2,845人	2,852人	7人
	養護教員	105人	106人	1人

育学校の後期課程を含む。)	栄養教諭および学校栄養職員	21人	20人	△1人
	事務職員	124人	126人	2人
	計	3,095人	3,104人	9人
計	校長および教員	7,779人	7,883人	104人
	養護教員	340人	342人	2人
	栄養教諭および学校栄養職員	74人	73人	△1人
	事務職員	393人	397人	4人
	合計	8,586人	8,695人	109人

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

○ **滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例** (条例第26号)

1 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会の庶務を処理する部等を教育委員会事務局から子ども若者部に変更することとしました。(第7条関係)

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

○ **滋賀県いじめ再調査委員会条例の一部を改正する条例** (条例第27号)

1 滋賀県いじめ再調査委員会の庶務を処理する部を総務部から子ども若者部に変更することとしました。(第11条関係)

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

○ **滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例** (条例第28号)

1 給料表の改定

全ての給料表について、号給構成を改めるとともに、給料月額を改定することとしました。(別表第1および別表第2関係)

2 諸手当の改正

(1) 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を13,000円とするとともに、扶養手当の支給に関し必要な事項を人事委員会規則で定めることとしました。また、これに伴う所要の規定の整備を行うこととしました。(第11条および第11条の2関係)

(2) 地域手当について、支給割合を見直すこととしました。(第11条の3関係)

(3) 通勤手当について、通勤手当の支給月額の限度額を1箇月当たり150,000円とするとともに、新幹線鉄道等に係る特例について必要な規定の整備を行うこととしました。(第12条関係)

(4) 単身赴任手当について、新たに滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員となった者を支給対象とすることとしました。(第12条の2関係)

(5) 管理職員特別勤務手当について、支給対象時間帯を拡大することとしました。(第16条の2関係)

(6) 定年前再任用短時間勤務職員について、地域手当の特例を適用するとともに、住居手当、へき地手当およびへき地手当に準ずる手当を支給することとしました。(第24条関係)

3 その他

(1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

(2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。

(3) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。

(4) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

○ **滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例** (条例第29号)

1 兼務手当の改正

(1) 夜間学級の業務に従事することを本務としない職員(会計年度任用職員を除く。)で正規の勤務時間以外の時間に夜間学級の授業を行うものに、授業時間1時間につき1,650円を支給することとしました。(第6条関係)

(2) 夜間学級の業務に従事することを本務としない職員(会計年度任用職員を除く。)で正規の勤務時間に夜間学級の授業を行うものに、授業時間1時間につき570円を支給することとしました。(第6条関係)

2 夜間学級手当の創設

夜間学級手当は、夜間学級の業務に従事することを本務とする職員(校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭および講師に限る。)が当該業務に従事したときに支給することとしました。

また、夜間学級手当の額は、業務に従事した日1日につき、管理職手当の支給を受ける職員については680円、管理職手当の支給を受ける職員以外の職員については1,200円とすることとしました。(第11条の3関係)

## 3 その他

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
  - (2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- **滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例** (条例第30号)
- 1 滋賀県立文化産業交流会館の業務のうち、ビジネスオフィスの提供を廃止することとしました。(第2条関係)
  - 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
  - 3 その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- **滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例** (条例第31号)
- 1 本県の地方警察職員たる警察官の定員を増員することとしました。(第1条関係)
  - 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。
  - 3 その他必要な規定の整理を行うこととしました。

条 例

滋賀県産業用地開発事業特別会計条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第2号

滋賀県産業用地開発事業特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、産業用地開発事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、滋賀県産業用地開発事業特別会計を設置する。

(歳入および歳出)

第2条 この会計においては、一般会計からの繰入金、地方債収入、土地売却収入その他の収入をもって歳入とし、産業用地開発事業費、地方債の元利償還金、一般会計への繰出金その他の支出をもって歳出とする。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県子ども基本条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第3号

滋賀県子ども基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 子どもの意見の尊重等(第9条・第10条)

第3章 子どもの権利の救済(第11条-第14条)

第4章 滋賀県子どもの権利委員会(第15条・第16条)

第5章 県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成等(第17条・第18条)

第6章 基本計画等(第19条・第20条)

第7章 滋賀県子ども若者審議会(第21条・第22条)

第8章 推進体制の整備(第23条)

第9章 雑則(第24条・第25条)

第10章 罰則(第26条)

付 則

子どもは、個人として尊重され、一人ひとりが様々な個性や能力を持ったかけがえのない存在である。

子どもは、大人と共に社会を構成する一員であって、あらゆる場所でその意見が尊重されなければならない。

子どもは、今を生きる大切な存在であるとともに、次代の社会を担う存在であって、明日の滋賀の希望である。

児童の権利に関する条約は、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの生命、生存および発達に対する権利の保障、子どもの意見の尊重ならびに子どもの最善の利益の確保を原則としており、子どもの権利が守られる社会を実現することが求められている。

そのため、子どもと大人には、子どもの権利について学び、考え、行動することが期待されている。

特に、大人は、子どもに対して分かりやすく子どもの権利を伝えるとともに、子どもの立場に立って、子どもの意見に耳を傾け、適切に応答する責任がある。そして、子どもには、自分がかげがえのない存在であることや、自分以外の子どもにも同じ権利があることを理解し、互いの権利を尊重することが求められている。

さらには、子どもの持つ大いなる可能性が限りなく広がるように、県はもとより、国、市町、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体、県民といった多様な主体が相互に連携および協力をし、社会全体で子どもの権利を守っていかなければならない。

私たちは、障害のある子ども、外国につながりを持つ子ども、いじめ、虐待、貧困等といった困難な状況に置かれた子どもなど様々な子どもがいる中、自由や平和の基礎を成すものとして子どもの権利を国際的に保障しなければならないことを定める児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの権利を守り、誰一人取り残すことなく、滋賀の全ての子どもが自分らしく、健やかに、安心して育ち、子どもと子どもを取り巻く全ての人が笑顔で幸せに暮らすことができる滋賀の実現を目指すことを決意し、ここに滋賀県子ども基本条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、子どもの権利が守られる社会づくりに関し、基本理念を定め、および県等の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項等を定め、子ども施策を総合的かつ計画的に推進すること等により、もって子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この条例において「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この条例において「子ども施策」とは、子どもの権利が守られる社会づくりのために必要な子どもに関する施策およびこれと一体的に講ずべき施策をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設をいう。

### (基本理念)

**第3条** 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、個人として尊重され、その基本的人権が保障される存在であるとともに、差別的取扱いを受けることがない権利を有する存在であるとの認識の下に、推進されなければならない。

- 2 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長および発達ならびにその自立が図られることその他の福祉に係る権利ならびに教育を受ける権利を有するものであるとの認識の下に、推進されなければならない。
- 3 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する権利および多様な社会的活動に参画する権利を有するものであるとの認識の下に、推進されなければならない。
- 4 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、その年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを旨として、推進されなければならない。
- 5 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもが、信頼できる人や居場所を見つけ、自由に気持ちを伝え、他者の権利を尊重しながら、主体的に社会の形成に参画することができるよう、推進されなければならない。
- 6 子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもへの支援が、子どもの年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。
- 7 子どもの権利が守られる社会づくりは、国、県、市町、保護者（父母その他の保護者をいう。以下同じ。）、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民の相互の連携および協力の下に、推進されなければならない。

（県の責務）

**第4条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの権利を守ることを旨として子ども施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

- 2 県は、子ども施策の策定および実施に当たっては、国、市町、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携し、および協力するものとする。

（保護者の責務）

**第5条** 保護者は、基本理念にのっとり、子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができるよう、子どもを育まなければならない。

（学校等の責務）

**第6条** 学校等は、教育を受ける権利および福祉に係る権利を実現するための重要な場であることを踏まえ、基本理念にのっとり、子どもの年齢および発達の段階に応じ、一人ひとりが抱える困難や課題に向き合い、個性の発見、可能性の伸長および能力の発達に資するよう、子どもへの支援を行わなければならない。

- 2 学校等は、基本理念にのっとり、学校等において自己に直接関係する全ての事項に関して子どもが意見を表明することができる環境の整備に取り組まなければならない。
- 3 学校等は、基本理念にのっとり、学校等および地域における子どもの社会的活動への参画を促進しなければならない。
- 4 学校等は、基本理念にのっとり、子どもが安心して楽しく過ごすことができる魅力ある環境

となるために必要な取組を行わなければならない。

(事業者の責務)

**第7条** 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する子どもの健康および福祉の確保への配慮、保護者をはじめとするその雇用する労働者の職業生活および家庭生活の充実を図るための雇用環境の整備その他の子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組を行うよう努めなければならない。

(県民の責務)

**第8条** 県民は、基本理念にのっとり、子どもの権利に対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、それぞれの立場において、子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組を行うよう努めなければならない。

## 第2章 子どもの意見の尊重等

(子どもの意見の尊重)

**第9条** 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもに影響を及ぼす事項に関して子どもの意見を聴き、その意見を尊重することが、社会全体で推進されるよう努めなければならない。

2 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもに影響を及ぼす事項に関して子どもの意見を聴く場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 子どもが意見を表明するために提供される情報は、子どもにとって十分で、かつ、分かりやすいものであること。
- (2) 子どもが意見の表明を強要されないこと。
- (3) 表明された子どもの意見が尊重されること。
- (4) 意見を聴く内容が子どもの生活に関連する内容であることが子どもに理解されること。
- (5) 子どもが意見を表明しやすい環境が整備されること。
- (6) 全ての子どもに対して均等な機会が提供されること。
- (7) 子どもの意見の表明を効果的に促進するために必要な措置が講じられること。
- (8) 子どもが安全に意見を表明することができるよう、匿名性の確保その他の必要な措置が講じられること。
- (9) 子どもの意見に対して適切に応答がされること。

3 県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもの意思をくみ取り、その子どもの意見を必要に応じて代弁するよう努めなければならない。

4 県は、子どもの意思をくみ取り、その子どもの意見を必要に応じて代弁することができる者の育成を推進するものとする。

5 県は、子ども施策の策定、実施および評価に当たっては、当該子ども施策の対象となる子どもの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子どもの社会的活動への参画の促進)

**第10条** 県は、子どもの社会的活動への参画が学校等、地域等において促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

## 第3章 子どもの権利の救済

(子どもの権利の侵害に関する相談)

**第11条** 何人も知事に対し、子どもの権利の侵害に関する相談(次項および次条において「相談」という。)の申出をすることができる。

2 知事は、相談の申出があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 相談に応じ、必要な助言および情報の提供を行うこと。

(2) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(調査および調整の申立て)

**第12条** 相談の申出をした者は、相談をしてもなお相談に係る事案(以下「相談事案」という。)の解決が見込めないときは、知事に対し、当該相談事案の解決のための調査または調整(以下「調査等」という。)を申し立てることができる。

(調査等)

**第13条** 知事は、前条の規定による調査等の申立てがあったときは、滋賀県子どもの権利委員会に調査等を求めるものとする。

2 滋賀県子どもの権利委員会は、前項の規定による調査等の求めがあったときは、当該調査等の求めに係る相談事案(以下「対象事案」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、調査等を行うものとする。

(1) 調査等の必要がないと認めるとき。

(2) その性質上調査等を行うことが適当でないとき。

3 滋賀県子どもの権利委員会は、子どもの権利の侵害の疑いがあると自ら認める事案(対象事案を除く。)がある場合は、知事の同意を得て、当該事案について調査等を行うことができる。

4 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等を行う場合には、あらかじめ対象事案または前項の事案(以下「対象事案等」という。)に係る権利の侵害を受けた疑いがある子どもおよびその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもの置かれている状況その他の事情により当該子どもまたはその保護者の同意を得る必要がないと認めるときは、この限りでない。

5 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等のために必要があると認めるときは、対象事案等の当事者(前条の規定により調査等を申し立てた者を含む。以下同じ。)その他の関係者に説明を求め、もしくはその意見を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(報告等)

**第14条** 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等を行ったときはその結果を、調査等を行わないこととしたときはその旨を、知事に報告するものとする。

2 滋賀県子どもの権利委員会は、調査等の結果に基づき必要があると認めるときは、知事に対し、次に掲げる措置を講ずるよう求めることができる。

(1) 対象事案等に関し必要な措置を講ずること。

(2) 対象事案等の当事者その他の関係者に対し当該対象事案等に関し必要な意見を述べること。

#### 第4章 滋賀県子どもの権利委員会

(滋賀県子どもの権利委員会)

**第15条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機

関として、滋賀県子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、子どもの権利の侵害に関する事項について調査審議する。
- 3 委員会は、前項の調査審議を行うほか、子どもの権利の侵害に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 4 委員会は、知事の求めに応じて、第17条第1項に規定する施策の実施について必要な協力を行うものとする。

（委員会の組織等）

**第16条** 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 6 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 7 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 8 委員および専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成等

（県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成）

**第17条** 県は、子どもの権利および子ども施策に対する子どもをはじめとする県民の関心と理解を深めるとともに、子どもの権利を守る社会的気運が醸成されるよう、この条例および児童の権利に関する条約ならびに子ども施策の趣旨および内容に関する広報活動および啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもにとって分かりやすい情報を提供するものとする。

（子どもの権利が守られる社会づくりの推進に関する相談）

**第18条** 知事は、子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項（子どもの権利の侵害に関する事項を除く。第21条第2項および第3項において同じ。）について、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民から相談の申出があった場合は、次に掲げる措置その他当該申出の適切な処理を行うものとする。

- (1) 相談に応じ、必要な調査、助言および情報の提供を行うこと。
- (2) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

## 第6章 基本計画等

（基本計画の策定）

**第19条** 知事は、子ども施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 子ども施策の基本的な考え方

(2) 子どもおよび保護者等に対する具体的な施策

(3) 子どもの権利および子ども施策に対する関心と理解の増進に関する事項

(4) 子ども施策の目標

(5) 前各号に掲げるもののほか、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、子どもをはじめとする県民その他の関係者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県子ども若者審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

（施策の実施状況の公表）

**第20条** 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施の状況を滋賀県子ども若者審議会に報告するとともに、公表しなければならない。

#### 第7章 滋賀県子ども若者審議会

（滋賀県子ども若者審議会）

**第21条** 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県子ども若者審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、第19条第4項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項各号に掲げる事項および子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項について調査審議する。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

（審議会の組織等）

**第22条** 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識および経験を有する者のうちから知事が任命する。

7 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

8 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、

同様とする。

- 9 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第8章 推進体制の整備

第23条 県は、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとする。

#### 第9章 雑則

(財政上の措置)

第24条 県は、子ども施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第10章 罰則

第26条 第16条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3章、第4章および第10章ならびに付則第5項および第6項の規定は、同年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第16条第2項の規定による委員会の委員の任命に関し必要な行為は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前においても、同条第2項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和7年9月30日までの間（以下「特定期間」という。）における第18条の規定の適用については、同条中「事項（子どもの権利の侵害に関する事項を除く。第21条第2項および第3項において同じ。）」とあるのは、「事項」とする。
- 4 この条例の施行の際現にされている付則第9項の規定による廃止前の滋賀県子ども条例（平成18年滋賀県条例第3号）第13条第1項の相談の申出（同項の処理を終えたものを除く。）は、前項の規定により読み替えて適用される第18条の相談の申出とみなす。
- 5 特定期間にされた付則第3項の規定により読み替えて適用される第18条の相談の申出（前項の規定により同条の相談の申出とみなされたものを含む。）（同条の処理を終えたものを除き、子どもの権利の侵害に関する事項に係るものに限る。）は、第11条第1項の相談の申出とみなす。
- 6 付則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に行われた審議会に係る諮問、答申その他の行為（子どもの権利の侵害に関する事項に係るものに限る。）は、委員会に係る諮問、答申その他の行為とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に付則第10項の規定による改正前の滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）別表第1項の表に掲げる滋賀県子ども若者審議会の委員である者は、こ

の条例の施行の日に、第22条第2項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における同条例第2条第2項の規定により任命された滋賀県子ども若者審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 8 この条例の施行の際現に策定されている淡海子ども・若者プランは、第19条第1項に規定する基本計画とみなす。

(滋賀県子ども条例の廃止)

- 9 滋賀県子ども条例は、廃止する。

(滋賀県附属機関設置条例の一部改正)

- 10 滋賀県附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表第1項の表滋賀県子ども若者審議会の項を削る。

-----  
滋賀県児童福祉法に基づく一時保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第4号

滋賀県児童福祉法に基づく一時保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設(同条第1項に規定する一時保護施設をいう。以下同じ。)の設備および運営に関する基準(次条から第4条までにおいて「基準」という。)について定めるものとする。

(基準の目的)

- 第2条 基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障することを目的とする。

(設備および運営の向上)

- 第3条 一時保護施設の設置者(以下「設置者」という。)は、基準が最低のものであることを踏まえ、基準を超えて、常に、その設備および運営を向上させなければならない。

- 2 設置者は、基準を超えて、設備を有し、または運営をしている一時保護施設において、基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならない。

(設備および運営に関する基準)

- 第4条 法第12条の4第2項の条例で定める基準は、別表のとおりとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(設備に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設(この条例の施行の後に全面的に改築されたものを除く。)に係る設備については、別表第12項の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。次項において「児童福祉施設設備運営基準」という。)第41条の規定を準用する。

(職員および夜間の職員の配置に関する経過措置)

- 3 一時保護施設の職員および夜間の職員の配置については、令和8年3月31日までの間は、別表第15項および第16項の規定は適用せず、児童福祉施設設備運営基準第42条および第46条の規定を準用する。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

- 4 令和8年3月31日までの間は、別表第17項第3号の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導および教育を行うために必要な知識および経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

#### 別表(第4条関係)

##### 一時保護施設の設備および運営に関する基準

#### 1 一般原則

- (1) 設置者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- (2) 一時保護施設の長(以下「施設長」という。)は、児童の保護者および地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- (3) 施設長は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
- (4) 設置者は、当該一時保護施設に、法第33条第1項または第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- (5) 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生およびこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

#### 2 非常災害対策

- (1) 設置者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- (2) 前号の訓練のうち、避難および消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。

#### 3 安全計画の策定等

- (1) 設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含む一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修および訓練その他一時保護施設における安全に関する事項につ

いての計画(以下この項において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(2) 施設長は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前号の研修および訓練を定期的実施しなければならない。

(3) 設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行わなければならない。

#### 4 自動車を運行する場合の児童の所在の確認

施設長は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車および降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

#### 5 入所した児童を平等に取り扱う原則

設置者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

#### 6 児童の権利の擁護

(1) 児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

(2) 施設長は、入所した児童に対し、その意見または意向(法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見または意向を含む。)を尊重した支援を行わなければならない。

#### 7 児童の権利の制限

(1) 施設長は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

(2) 施設長は、正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

#### 8 児童の行動の制限

施設長は、施設等により児童の行動を制限してはならない。

#### 9 児童の所持品等

(1) 施設長は、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

(2) 施設長は、合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得て行うよう努めなければならない。

(3) 施設長は、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

#### 10 虐待等の禁止

一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

#### 11 業務継続計画の策定等

- (1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (2) 施設長は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行うよう努めなければならない。
- (3) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めなければならない。

## 12 設備の基準

一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第8号および第25項第2号において同じ。）または屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第8号および第25項第2号において同じ。）、相談室、食堂、調理室、浴室および便所を設けること。ただし、ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室および便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この項ならびに第16項第1号および第2号において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合は、食堂を設けないことができる。
- (2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。
- (3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- (4) 児童の居室の1室の定員は、4人（乳児または幼児のみの居室の1室の定員にあつては、6人）以下とし、その面積は、1人につき4.95平方メートル（乳児または幼児のみの居室の1室の面積にあつては、乳児または幼児1人につき3.3平方メートル）以上とすること。
- (5) 少年（法第4条第1項第3号に規定する少年をいう。次号において同じ。）の居室の1室の定員は、1人とするよう努めるとともに、その面積は、8平方メートル以上とするよう努めること。
- (6) 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。
- (7) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- (8) 学習等を行う室および屋内運動場または屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- (9) 浴室および便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (10) 居室、浴室および便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及び

ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向および同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

(11) 児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室および静養室を設けること。

(12) 児童の生活の場は、児童の私生活の平穩の確保に十分に配慮した環境を整えること。

#### 13 一時保護施設における職員の一般的要件

一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性および倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けた者でなければならない。

#### 14 一時保護施設の職員の知識および技能の向上等

(1) 一時保護施設の職員は、常に自己研さんに励み、法第33条第1項または第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。

(2) 設置者は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見または意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

#### 15 職員

(1) 設置者は、児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。次号および第18項において同じ。)、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士または管理栄養士および調理員を置かなければならない。ただし、入所させる児童の数が10人以下である一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、入所させる児童の数が40人以下である一時保護施設にあっては栄養士または管理栄養士を、調理業務の全部を委託する一時保護施設にあっては調理員を置かないことができる。

(2) 児童指導員および保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人以上とする。

(3) 心理療法担当職員の数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。

(4) 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

#### 16 夜間の職員の配置

(1) 設置者は、一時保護施設(ユニットを整備していないものに限る。)に、夜間、2人以上の職員を置かなければならない。

(2) 設置者は、一時保護施設(前号に規定するものを除く。)に、夜間、1のユニットごとに1人以上の職員を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2人を下ることはできない。

(3) 設置者は、一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設に、夜間、前2号に規定する

職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

17 一時保護施設の管理者等

- (1) 設置者は、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。
- (2) 設置者は、職員の指導および教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。
- (3) 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務または児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。
- (4) 一時保護施設の管理者および指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得およびその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修またはこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

18 児童指導員の資格

- (1) 児童指導員は、次のいずれかに該当する者でなければならない。
  - ア 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
  - イ 社会福祉士の資格を有する者
  - ウ 精神保健福祉士の資格を有する者
  - エ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。オおよび次項において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - オ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学または社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
  - カ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専攻する研究科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - キ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - ク 学校教育法の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
  - ケ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校または高等学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの
  - コ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの

(2) 知事が行う前号アの指定は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）別表第1に定める教育内容に適合する学校または施設について行うものとする。

#### 19 心理療法担当職員の資格

心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

#### 20 学習指導員の資格

- (1) 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校または高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。
- (2) 学齢児童および学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童および学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を2人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員および同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上置くよう努めなければならない。

#### 21 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備および職員の基準

- (1) 設置者は、当該一時保護施設に他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該一時保護施設の設備および職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設の設備および職員に兼ねさせることができる。
- (2) 前号の規定は、入所している児童の居室および当該一時保護施設に特有の設備ならびに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

#### 22 衛生管理等

- (1) 設置者は、入所している児童の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならない。
- (2) 設置者は、当該一時保護施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- (3) 施設長は、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、または清拭しなければならない。
- (4) 施設長は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。ただし、下着は児童の所持するものを使用させ、または未使用のものを提供しなければならない。
- (5) 設置者は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

#### 23 食事

- (1) 設置者は、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第21項の規定により当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室

において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

- (2) 食事の献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。
- (3) 食事は、食品の種類および調理方法について栄養ならびに入所している児童の身体的状況および嗜好を考慮したものでなければならない。
- (4) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- (5) 施設長は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

#### 24 入所した児童および職員の健康状態の把握等

- (1) 施設長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師または歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。
- (2) 前号の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師または歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除および医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長に勧告しなければならない。
- (3) 設置者は、一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、細心の注意を払わなければならない。

#### 25 養護

- (1) 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援および教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行われなければならない。
- (2) 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積および利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

#### 26 生活支援、教育および親子関係の再構築等の支援等

- (1) 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性および社会性を養うことができるように行われなければならない。
- (2) 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行われなければならない。
- (3) 施設長は、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (4) 施設長は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。
- (5) 施設長は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

#### 27 関係機関との連携

施設長は、児童の通学する学校、警察、医療機関等の関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

## 28 一時保護施設内部の規程

設置者は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- (1) 入所する児童の支援に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

## 29 一時保護施設に備える帳簿

施設長は、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

## 30 秘密保持等

- (1) 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 設置者は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

## 31 苦情への対応

- (1) 設置者は、一時保護施設に入所している児童またはその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- (2) 設置者は、前号の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

## 32 電磁的記録

設置者および一時保護施設の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この表において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。)で行うことが規定され、または想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

-----  
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県条例第5号

## 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

## 第1章 関係条例の一部改正

(滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例等の一部改正)

## 第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和5年滋賀県条例第1号)第53条から第55条まで

- (2) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和5年滋賀県条例第6号)付則第5項および第6項
- (3) 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例(平成31年滋賀県条例第5号)第25条
- (4) 滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)第41条の5第2項
- (5) 滋賀県行政不服審査会条例(平成28年滋賀県条例第19号)第13条
- (6) 滋賀県青少年の健全育成に関する条例(昭和52年滋賀県条例第40号)第27条第1項
- (7) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(平成31年滋賀県条例第8号)第27条
- (8) 滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年滋賀県条例第4号)第21条から第23条まで
- (9) 滋賀県遊泳用プール条例(昭和51年滋賀県条例第14号)第15条
- (10) 滋賀県屋外広告物条例(昭和49年滋賀県条例第51号)第31条第1項
- (11) 滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)第34条第1項および第2項
- (12) ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例(平成18年滋賀県条例第4号)第53条および第54条
- (13) 滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例(昭和54年滋賀県条例第37号)第29条から第31条まで
- (14) 滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年滋賀県条例第31号)第19条
- (15) 滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)第24条
- (16) 滋賀県迷惑行為等防止条例(昭和38年滋賀県条例第36号)第11条第1項および第2項、第12条第2項ならびに第13条第2項
- (17) 滋賀県金属屑回収業条例(昭和31年滋賀県条例第58号)第4条第1号、第25条第1項第1号、第28条および第29条
- (18) 滋賀県青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例(平成13年滋賀県条例第64号)第12条
- (19) 行進および集団示威運動に関する条例(昭和24年滋賀県条例第29号)第5条
- (20) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成4年滋賀県条例第46号)第9条第1項
- (21) 滋賀県琵琶湖等水上安全条例(昭和30年滋賀県条例第55号)第25条第1項および第2項(滋賀県職員の分限に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 滋賀県職員の分限に関する条例(昭和31年滋賀県条例第31号)第9条第1項
- (2) 滋賀県職員退職手当条例(昭和28年滋賀県条例第24号)第13条第1項第1号および第5項第2号、第14条の見出し、同条第1項第1号、第15条第1項第1号ならびに第17条第4項
- (3) 滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例(平成25年滋賀県条例第25号)第3条第1項第11号ア(イ)
- (4) 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)第18条第3項第3号および第4号

(滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正)

**第3条** 滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第20条の2第3号および第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第20条の3第1項第1号および第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(滋賀県職員退隠料および扶助料支給条例の一部改正)

**第4条** 滋賀県職員退隠料および扶助料支給条例(大正12年滋賀県令第29号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第12条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第18条第1項第2号中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 刑法(明治40年法律第45号)第27条第3項(第2号ニ係ル部分ニ限ル)及ビ第27条の7第3項(第2号ニ係ル部分ニ限ル)ノ規定ハ前号ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セズ  
第25条第1項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の1項を加える。

刑法第27条第3項(第2号ニ係ル部分ニ限ル)及ビ第27条の7第3項(第2号ニ係ル部分ニ限ル)ノ規定ハ前2項ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セズ

(滋賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

**第5条** 滋賀県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「懲役または禁固の刑」を「拘禁刑」に改める。

(滋賀県砂防法施行条例の一部改正)

**第6条** 滋賀県砂防法施行条例(平成15年滋賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第15条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(滋賀県立自然公園条例の一部改正)

**第7条** 滋賀県立自然公園条例(昭和40年滋賀県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第27条第3項第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第69条から第71条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(滋賀県公害防止条例の一部改正)

**第8条** 滋賀県公害防止条例(昭和47年滋賀県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第56条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第58条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第60条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

**第9条** 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第28号)の一部を次の

ように改正する。

第17条の2第3号および第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第17条の3第1項第1号および第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

## 第2章 経過措置

### 第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

**第10条** この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)または旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

**第11条** 拘禁刑または拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

### 第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措置

(滋賀県職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

**第12条** 刑法等一部改正法および刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)ならびにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条(第2号に係る部分に限る。)の規定による改正後の滋賀県職員退職手当条例第13条第1項および第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)ならびに第17条第4項ならびに滋賀県職員退職手当条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(滋賀県職員等の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第13条** 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の滋賀県職員等の給与等に関する条例第20条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)および第3項(第3号に係る部分に限る。)

(これらの規定を滋賀県職員等の給与等に関する条例第21条第5項、第26条第8項、第34条第2項、第34条の2第5項、第37条第2項および第37条の2第4項において準用する場合を含

む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第14条** 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第9条の規定による改正後の滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例第17条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)および第3項(第3号に係る部分に限る。)(これらの規定を滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例第18条第5項、第23条第7項、第31条第2項、第31条の2第5項、第35条第2項および第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

### 第3節 その他

(経過措置の規則への委任)

**第15条** この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

### 付 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第15条の規定は、公布の日から施行する。

-----  
滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例および滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第6号

### 滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例および滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

**第1条** 滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年滋賀県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表1中「980,000」を「1,030,000」に、「850,000」を「900,000」に、「800,000」を「840,000」に改める。

(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

**第2条** 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第3項第1号中「100分の59」を「100分の56.8」に改め、同項第2号中「100分の41」を「100分の39.4」に改め、同項第3号および第4号中「100分の25」を「100分の24.1」に改め、同項第5号中「100分の21」を「100分の20.2」に改める。

別表1中「1,250,000」を「1,320,000」に、「980,000」を「1,030,000」に、「830,000円」を「880,000円」に、「1,090,000円」を「1,150,000円」に、「620,000」を「650,000」に改める。

別表2中「178,000」を「187,000」に、「199,000」を「210,000」に、「110,000」を「116,000」に、「233,000」を「246,000」に、「27,800」を「29,300」に、「24,700」を「26,000」に、「17,600」を「18,500」に、「14,700」を「15,500」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第7号

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県職員定数条例(昭和24年滋賀県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3,463人」を「3,495人」に改め、同項第5号中「200人」を「215人」に改め、同項第6号の2中「3人」を「1人」に改め、同項第10号中「3,314人」を「3,302人」に、「544人」を「537人」に、「3,858人」を「3,839人」に改め、同号ア中「2,096人」を「2,079人」に、「346人」を「342人」に、「2,442人」を「2,421人」に改め、同号ウ中「1,179人」を「1,184人」に、「1,305人」を「1,310人」に改め、同号エ中「69人」を「66人」に改め、同項第11号中「8,874人」を「8,900人」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

-----  
滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第8号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)の一部を次のように改正する。

別表(15)の項を次のように改める。

(15) 削除	
---------	--

別表(19)の項コ(㉔)を同項コ(㉓)とし、同項コ(㉕)中「第51条第4項」を「第51条第5項」に改め、同項コ(㉕)を同項コ(㉔)とし、同項コ(イ)中「第51条第3項」を「第51条第4項」に改め、同項コ(イ)を同項コ(㉕)とし、同項コ(㉖)の次に次のように加える。

(イ) 法第51条第3項の規定による公表		
----------------------	--	--

別表(19)の2の項コ(㉔)を同項コ(㉓)とし、同項コ(㉕)中「第51条第4項」を「第51条第5項」

に改め、同項コ(ウ)を同項コ(ニ)とし、同項コ(イ)中「第51条第3項」を「第51条第4項」に改め、同項コ(イ)を同項コ(ウ)とし、同項コ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 法第51条第3項の規定による公表	
----------------------	--

別表(25)の項を次のように改める。

(25) 削除	
---------	--

別表(28)の項を次のように改める。

(28) 削除	
---------	--

別表(48)の項から(51)の項までを次のように改める。

(48) から (51) まで 削除	
--------------------	--

別表(60)の項中「長浜市」の右に「、近江八幡市」を加え、「(愛荘町を除く。)」を削り、同表(61)の項中「、近江八幡市」を削り、「、栗東市および愛荘町」を「および栗東市」に改め、同表(63)の項を次のように改める。

(63) 削除	
---------	--

別表(64)の項中「草津市および甲賀市」を「大津市、長浜市、草津市、甲賀市、高島市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の別表(60)の項に規定する事務に係る法令もしくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものまたはこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては近江八幡市または愛荘町の長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、近江八幡市もしくは愛荘町の長がした処分その他の行為または近江八幡市もしくは愛荘町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第9号

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号)の

一部を次のように改正する。

第8条の3第2項および第4項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第20条第1項中「定める者」の右に「(第21条第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第20条の3第1項中「(第1学年から第3学年までの子に限る。)」を削る。

第22条を第24条とし、第21条を第23条とし、第20条の3の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

**第21条** 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置(以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

**第22条** 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

**第2条** 滋賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年滋賀県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第22条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

(滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例および滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

**第3条** 次に掲げる条例の規定中「(第1学年から第3学年までの子に限る。)」を削る。

(1) 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例(昭和43年滋賀県条例第24号)第4条第2項

(2) 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成17年滋賀県条例第112号)第25条第2項

(滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

**第4条** 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第9条の3第2項および第4項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」

に改める。

第21条第1項中「定める者」の右に「(第22条第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第21条の3第1項中「(第1学年から第3学年までの子に限る。)」を削る。

第24条を第26条とし、第23条を第25条とし、第22条を第24条とし、第21条の3の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

**第22条** 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置(以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

**第23条** 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

**第5条** 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項および第4項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第20条第1項中「定める者」の右に「(第21条第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第20条の3第1項中「(第1学年から第3学年までの子に限る。)」を削る。

第22条を第24条とし、第21条を第23条とし、第20条の3の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

**第21条** 本部長は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置(以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 本部長は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。